

流山市空き家等の有効活用及び適正管理の推進等に関する協定書

流山市（以下「甲」という。）と一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会東葛支部（以下「乙」という。）は、市内における空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携・協力し、市内における空き家等の発生抑制、流通促進及び管理不全の解消等の総合的な対策を推進することで、市民の安心で快適な生活環境の保全を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）空き家等 空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第1項に規定する空家等並びに当該空家等に該当しないが居住その他の使用がなされていないことが継続されている建築物又はこれに附属する工作物及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。

（2）所有者等 空き家等の所有者又は管理者をいう。

（連携・協力事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、主に次に掲げる事項について連携・協力し取組むものとする。

（1）空き家等の有効活用の推進に関すること。

（2）空き家等の跡地の有効活用の推進に関すること。

（3）空き家等の適正管理の促進に関すること。

（4）空き家等の対策の推進に向けた所有者等への意識啓発に関すること。

（5）空き家等の不動産取引の推進に関すること。

（6）空き家等の権利関係の整理に関すること。

（7）空き家等に関する相談、専門的な助言に関すること。

(8) 空き家等の対策に必要な情報の共有及び発信、他の関係団体等との連携・協力に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項。

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙が合意の上、決定する。

3 甲及び乙は、前2項で決定した事項について、別に協定書等を締結できるものとする。

(守秘義務)

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく業務を通じて知り得た個人情報等について法令等に則り、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、適切な管理をすると共に、本協定の目的以外に使用し、または第三者に漏らしてはならない。ただし、事前に所有者等本人の承諾を得た場合は、この限りではない。

(協定の見直し)

第5条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出た時は、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、本協定の期間満了の3か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わない時は、さらに1年間更新するものとし、以降も同様とする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定書の締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 7 年 12 月 26 日

流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1

甲 流山市

流山市長 井崎 義治



千葉県柏市末広町 5 番 1 6 号

乙 一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会

東葛支部長 泉 宜寛



